

11の5の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微変更該当証明書交付申

請 1件につき次の表に掲げる額

区 分		手数料の額		
建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微変更該当証明書交付申請	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	一戸建ての住宅	1,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	1,000円
			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
			判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円
			判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,000円
			判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,000円
			判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	26,000円
			判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	41,000円
			判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	53,000円
			判定戸数が301戸以上のもの	56,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物で	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	26,000円

あって、判定に係る部分が共用部分のみのものに限る。)	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	26,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの

		床面積の合計が 300平方メートル を超え 1,000平方 メートル以内のも の	5,000円
		床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え 2,000平 方メートル以内の もの	8,000円
		床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平 方メートル以内の もの	26,000円
		床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え10,000平 方メートル以内の もの	41,000円
		床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え25,000平 方メートル以内の もの	52,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー トルを超えるもの	65,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		市長が定める基 準による判定に あつては 4,000 円、その他の基 準による判定に あつては 9,000 円
	一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	判定戸数が1戸の もの	市長が定める基 準による判定に あつては 4,000 円、その他の基 準による判定に あつては 9,000 円
		判定戸数が2戸以 上5戸以下のもの	市長が定める基 準による判定に あつては 9,000 円、その他の基 準による判定に あつては19,000 円

判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては13,000円、その他の基準による判定にあっては27,000円
判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては20,000円、その他の基準による判定にあっては39,000円
判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては30,000円、その他の基準による判定にあっては56,000円
判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては47,000円、その他の基準による判定にあっては81,000円
判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては67,000円、その他の基準による判定にあっては111,000円
判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては87,000円、その他の基準による判定にあっては146,000円
判定戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては98,000円、その他の基準による判定にあっては170,000円

一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	30,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	50,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	104,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	125,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	146,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		市長が定める基準による判定にあつては30,000円、その他の基準による判定にあつては78,000円

	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては41,000円、その他の基準による判定にあつては 101,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては68,000円、その他の基準による判定にあつては 146,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては90,000円、その他の基準による判定にあつては 182,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 109,000円、その他の基準による判定にあつては 216,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては 128,000円、その他の基準による判定にあつては 247,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	11,000円

	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	30,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	45,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	56,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	70,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては24,000円、その他の基準による判定にあつては62,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては30,000円、その他の基準による判定にあつては78,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては41,000円、その他の基準による判定にあつては 101,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては68,000円、その他の基準による判定にあつては 146,000円

	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては90,000円、その他の基準による判定にあつては 182,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 109,000円、その他の基準による判定にあつては 216,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては 128,000円、その他の基準による判定にあつては 247,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	11,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	30,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	45,000円

		床面積の合計が 10,000平方メー ルを超え25,000平 方メートル以内の もの	56,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー ルを超えるもの	70,000円